

(仮訳)

## G7 デジタル大臣会合 附属書 2

### 電子的移転可能記録の利用促進のための国内法的枠組みにかかる原則

2021 年 G7 デジタル・技術大臣宣言において、我々は、いまだに国際貿易の大半を占める紙ベースの取引が、コスト、遅延、非効率、不正、エラー、環境への影響の原因となっていることを認識した。企業が電子的移転可能記録 (ETRs) を使用できるようにすることで、効率性と経済的な節約を生み出すことができることが、我々の共通の見解であり、これにより、グローバルな経済システムの強靱性が強化され、G7 全体の貿易回復に重要な役割を果たすことになることを確認した。

我々は、ETRs に関する国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の取組を評価する。我々は、以下に示す、この取組を補完し、かつ統合的な我々の専門家が提案する原則を支持する。これらの原則は、ETRs の利用を促進するために、国内の法的枠組みを採用もしくは見直す際のガイダンスとなるべきものである。これらは、技術開発されても法的枠組みが容易に適用可能であり、早期の調整を必要としないことを確保することを目的とする。我々は、電子的移転可能記録に関する UNCITRAL モデル法及びこれらの原則に一致した国内の法的枠組みの採用を支持する。

#### 法的明確性

法的枠組みは、全ての当事者が遵守すべき要件を理解し、ETRs の作成、処理、交換に必要な技術的なシステムを適切に設計できるよう、明確かつ明瞭であるべきであり、これには相当な投資が必要である。ETRs に関するモデル法に関する事項として、例えば、信頼性、単一性、ETRs の排他的制御などが挙げられる。

#### 技術的中立性

法的枠組みは、将来開発される技術への適用可能性を残しつつ、当事者に柔軟性を提供する技術的に中立的な用語を使用すべきである。法的枠組みは、特定の技術を規定したり、もしくは優遇したりすることは避けるべきである。技術革新を損ない、商業的なニーズや慣行を反映しない可能性があるからである。

#### 機能的同等性と無差別性

法的枠組みは、ETRs が、同じレベルの法的承認を得られるように、紙媒体の同等物と同じ機能を果たすことを認めるべきである。

### **相互運用性**

ETRs の作成、処理、交換に必要な技術的システムの相互運用性によって、ETRs の普及と費用対効果の高い使用を促進することができる。相互運用性を確保することで、ロックインを防ぎ、中小企業のニーズに合わせたサービスを含め、企業が選択できるサービスの幅を広げることができる。また、そのようなサービスを提供するプロバイダー間の競争にも良い影響を与えるであろう。最終的には、相互運用性がプラットフォームの信頼性を高め、ETRs のダイナミックな市場創出をさらに後押しすることになる。

### **グローバルな受容**

法的枠組みは、ETRs の作成、加工、交換が国内外を問わず、適用される実体的要件を満たす限り、ETRs を受け入れるべきである。外国で作成、加工、交換されたという理由だけで「外国の」ETRs の法的有効性を否定する法的枠組みは、国際的な取引を著しく阻害し、紙から ETRs への切り替えの利点を著しく制限することになる。

### **透明性とステークホルダーの参画**

法的枠組みは、関連するステークホルダーと協議して、策定されるべきである。ドラフトはコメントを得るために公表されるべきである。